

1. これまでの経緯

東京都道路メンテナンス会議の主な取り組み(経緯)

平成26年	4月14日	社会資本整備審議会道路分科会建議 「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」 (最後の警告—今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ)
	7月 7日	平成26年度 第1回東京都道路メンテナンス会議開催
	8月～9月	都内の各区市町村に対し「道路施設の管理に関する意向調査」を実施
	10月23日	平成26年度 第2回東京都道路メンテナンス会議開催
	11月26日	特別区の「橋梁点検」研修を技術支援
平成27年	1月15日	平成26年度 第3回東京都道路メンテナンス会議開催
	1月28日	平成26年度 東京都橋梁点検講習会開催
	3月13日	社会資本メンテナンス講演会開催
	3月18日	第1回東京都跨道橋連絡部会開催
	6月10日	平成27年度 第1回東京都道路メンテナンス会議開催
	8月 5日	「道路メンテナンス年報」(暫定版)の公表
	9月 4日	平成27年度 第2回東京都道路メンテナンス会議開催
	10月～	各鉄道事業者と点検計画の見直し確認。確認書変更協議
	11月26日	特別区の「橋梁点検」研修を技術支援
	11月27日	「道路メンテナンス年報」(完成版)公表
	12月24日	平成27年度 第3回東京都道路メンテナンス会議開催
平成28年	1月15日	平成27年度 東京都橋梁点検講習会開催(都西部地域)
	3月 2日	道路の老朽化対策に関する広報活動(講演会、パネル展)
	7月19日	平成28年度 第1回東京都道路メンテナンス会議開催

東京都道路メンテナンス会議の主な取り組み(内容別実績)

- 東京都道路メンテナンス会議・・・・・・・・・・・・・・・・（6回実施済み）
- 橋梁点検に関する講習会及び現場研修会等・・・・・・・・（計4回）
 - ・ 特別区「橋梁点検」研修への技術支援（2回）
 - ・ 東京都橋梁点検講習会・現場研修会（2回）
- 深刻化する道路インフラの老朽化に関する啓発活動・・・・・・・・（計1回）
 - ・ 社会資本メンテナンス講演会
- 「道路メンテナンス年報」取りまとめ、及び公表・・・・・・・・（暫定・完成版）
- 第1回 東京都跨道橋連絡部会・・・・・・・・・・・・・・・・（計1回）
- その他（意向調査、鉄道事業者との確認書等）



H26.11.26（現場研修会の実施状況）



H27.3.13（社会資本メンテナンス講演会の実施状況）

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 (概要)

資料2-1③

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約72万橋のうち約52万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、近年通行規制等が増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は本来ならば増額すべきだが、H28年度にH16年度の水準に戻ったところ
- 町の約3割、村の約6割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

- 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約72万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(平成26年法改正)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

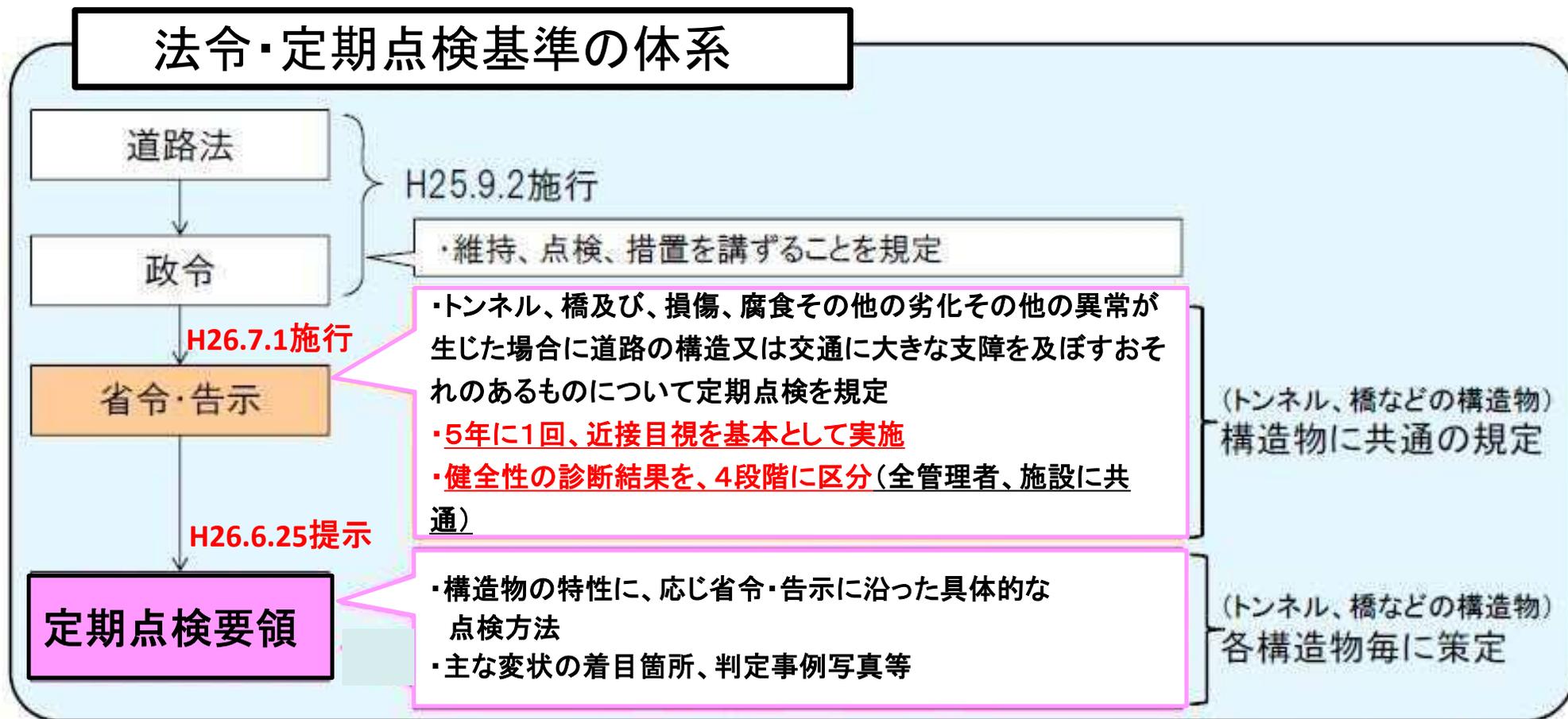
- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 市町村における円滑な点検実施のため、点検方法、主な変状着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

法令・定期点検基準の体系



跨道橋連絡会議について

資料2-1⑤

第1回東京都跨道橋連絡部会を平成27年3月18日に開催

- 会長 東京国道事務所長
- 構成メンバー 道路法上の道路以外の施設(計45施設)の管理者及び道路管理者
- 内容 対象施設について、点検・診断の定期的な実施等を確認

※補助国道、都道府県道、区市町村道については「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象

今後の跨道橋・跨線橋の対応について

※H26.12.17道路技術小委員会資料

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>  </div>				<p style="text-align: center; color: green;">跨道橋 連絡会議 (仮称) 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> 	<p style="text-align: center; color: orange;">地方連絡会議</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 整備局 運輸局</p> 
直轄							
公社							
都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路							
道路法外	その他	個別協議					
	鉄道	<p style="text-align: center; color: orange;">地方連絡会議(整備局毎に設置済) <事務局>整備局・運輸局</p> 					

※第2回連絡会議をH28年度開催予定

道路インフラの老朽化対策に関する理解促進活動

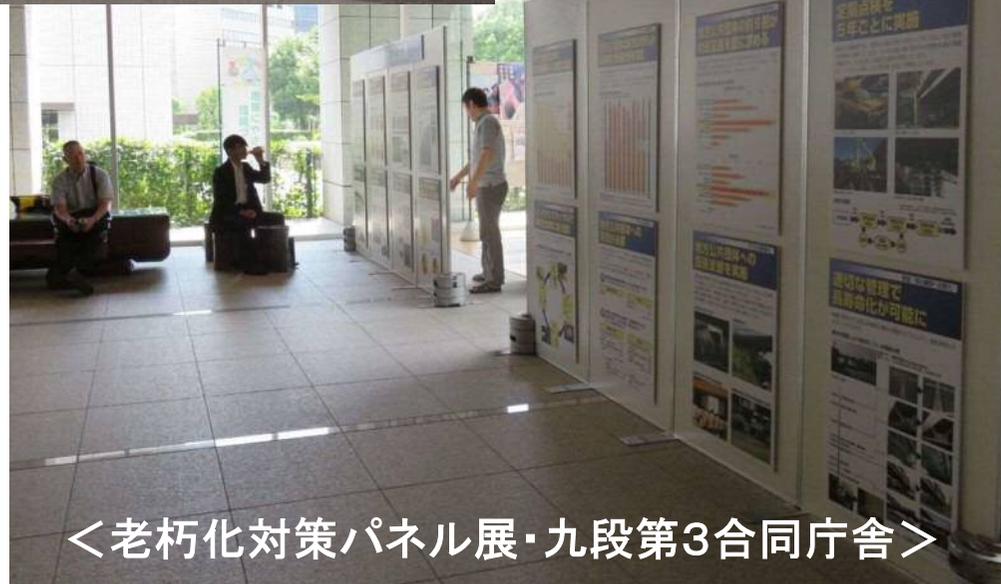
資料2-1⑥



＜老朽化対策パネル展・日本橋地下通路＞



＜老朽化対策パネル展・八王子駅南口総合事務所＞



＜老朽化対策パネル展・九段第3合同庁舎＞